

令和2年1月 富士宮市教育委員会定例会 議事録

1 日時 令和2年1月20日（月） 午後1時28分～午後3時

2 場所 市議会第1委員会室

3 出席者 教育長、教育委員及び説明のための事務局職員

4 日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

第3 報第1号 嘱託員の採用について

第4 報第2号 嘱託員の退職及び採用について

第5 議第1号 嘱託員の退職及び採用について

第6 協議事項 富士宮市公立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針について

第7 令和元年度高校生議会の報告

5 会議内容

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

- ・新年のあいさつ
- ・インフルエンザの状況について

第3 報第1号 嘱託員の採用について

- ・学校教育課の説明

北山小学校の特別支援学級の支援員として採用いたしました。期間は、令和元年12月6日から令和2年3月31日です。

- ・質問・意見及び回答
特になし

- ・結果

報告を了承

第4 報第2号 嘱託員の退職及び採用について

- ・社会教育課の説明

令和元年12月17日をもって富士根南公民館の嘱託員が、願いにより退職となりました。

それに対し、令和2年1月10日から令和2年3月31日までの期間、富士根南公民館の嘱託員を新たに採用しました。

・質問・意見及び回答
特になし

・結果
報告を了承

第5 議第1号 嘱託員の退職及び採用について

・教育総務課の説明

最初に、退職となります。富士宮第二中学校の用務員が令和2年1月31日付で退職となります。次に、採用です。富士宮第二中学校の用務員の後任としまして、新たに嘱託員を2月1日から採用いたします。

また、内房小学校の用務員として、新たに嘱託員を2月1日から採用いたします。この方は、令和元年12月定例会議第29号にて審議いただいた1月31日付け退職者の後任となります。

・質問・意見及び回答
特になし

・結果
承認

第6 協議事項 富士宮市公立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針について

・学校教育課の説明

近年、学校に対するニーズの複雑化、多様化、学校や教育職員が担うべき業務の拡大により、教育職員は厳しい就業環境に置かれ、このことは教育職員の心身の健康、ひいては児童生徒の学びに影響を及ぼしています。こうした状況のもと、文部科学省は平成31年1月に公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを策定し、各教育委員会に対し教育職員の勤務時間の上限に関する方針等を策定するよう求めています。

富士宮市教育委員会としましては、このガイドラインを参考に、富士宮市公立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針の作成を進めています。

・質問・意見及び回答
(委員)

令和3年から新しいシステムを導入する中で、なおさら各学校のばらつきとか、あるいはデータの信憑性といいますか、そういった点においては、より一層明確になるというような回答があったと思いますが、その後全国で13%の学校でそれらのデータが把握されていないというようなことがあったわけですが、もう一度重ねて申しわけありませんけれども、当委員会の所轄する学校においては、データは正しく集計されていたというふうに確認をさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

(学校教育課長)

正しくというところが難しいかと思いますが、自己申告ですので、学校に入る時刻、出る時刻というのは10年近く1学期ごと把握をしております。市教委のほうに集計したものを提出していただくようなシステムができております。

(委員)

自主申告であるがゆえに、確認しようがない点もあると思うのです。ということは、やっぱり先生方一人一人の自分の働き方のマネジメントといいますか、個人個人が責任持って申請をしてもらうと。その上司は、それがただ漫然とやられているのではなくて、勤務実態を目にしたときに、その数値が合っているかどうかというようなことを声かけてもらったり、あるいは是正することがあれば是正するような形で今後とも運用していただきたいというふうに思います。

つまり、令和3年から新しいシステムを入れても、結局そういうところを意識を変えていかないと、相変わらず実態が把握されない。実態が把握されない上でやる働き方改革は、やっぱり実を結ばないだろうというふうに思われますので、今後ともそういう指導をお願いしたいというふうに思います。

(学校教育課長)

今おっしゃっていただいたように、学校のほうから提出されるものについては一人一人の勤務時間があがってくるようになっていきます。担当のほうで、時間の多い職員についてはその理由等を聞き取る中で、次の月はなるべく少なくなるように個別に働きかけをさせていただいているところですが、意識改革というところは、あわせて継続して続けていく必要があると思っています。

それから、校務支援システム導入については令和3年度導入に向けて準備をしているというところではありますが、年度当初から導入するというところは難しい状況であります。

・結果

各委員からの意見を踏まえ、事務局において教育委員会定例会に提出する議案の作成

第7 令和元年度高校生議会の報告

・質問・意見及び回答

(委員)

高校生議会の富士宮西高校の高橋さんが、相談センターのことについて質問をしていました。その回答に、来年度から夜間の開設もできるようにというようなことでお答えになっていらっしゃるのですが、これは大事なことだと思います。高橋さんのお話していることを読んでいくと、子どもというよりも、高校生とか大きい子の相談をというようなことに私は読み取れました。そうすると、若者支援の担当者が相談事に乗るかと思いますが、若者の担当は1人しかいないですよね。その方へはかなりの負担になってきってしまうような気がします。

(社会教育課長)

委員のおっしゃるとおり、基本的には延長を基本線としながら、特に子ども若者支援担当1人でございますので、原則としては夜間に残る場合は1人、その方は専属で残っていただいて、プラス

1人、必ず2人体制で交代するというふうなことで計画しております。

新年度は月に2回程度、令和2年度から試行ということで実施していきまして、本格的にはその翌年度、令和3年度以降に本格導入ということで、月に4回、毎週1回程度を今のところ計画しておりますが、実績に応じてこれは対応していきたいと考えております。

いずれにしましても、若者担当が今現状1人という状況は、行政課を通じて増員等のお願い、要望は出しておるところです。なかなか難しいところもございますが、これからも努力していきたいと考えております。